

**第5章 地域福祉活動計画  
(安芸市社会福祉協議会)**

## 第 5 章 地域福祉活動計画(安芸市社会福祉協議会)

### 1. 活動計画の策定にあたって

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、地域福祉を推進する中核的な役割を果たすことが明確に位置づけられています。

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした活動計画です。

この活動計画は、住民の福祉ニーズを明らかにし、これらを解決の方向に導いていくことを目指して、住民や福祉活動を行う団体等が役割分担を行いながら、住民の自発的な活動や福祉サービス利用者の社会参加の促進など、住民のさまざまな要望や願いを実現するための活動を体系的に表しています。

活動計画の策定にあたっては、社会福祉協議会が中心となって策定しながらも、

#### 「住民の 住民による 住民のための計画」

であることをふまえ、住民主体の原則に立って作業を進めてきました。

地域の課題を明らかにし、「課題解決のためにできること、やらなければならないこと、また地域に残していかなければならないこと」をヒアリング調査や地区座談会を進める中で整理し、自助・共助の視点で地域の福祉力を高めるための活動を住民の声として反映しています。

## 2. 活動計画の基本的な考え方と推進項目

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが主役となって自分でできることを考え、行動をはじめることが大切です。

地域福祉活動は、地域に住むすべての住民が安心して暮らすことのできるまちづくりを進める活動です。本人や家族の力だけではどうにもならないことなど、日常生活を営む上での課題を、地域ぐるみで解決の方向につなげていくために、住民同士、社会福祉団体、ボランティア・NPO団体、福祉事業者など多くの仲間が協働して、みんなの力を合わせていくことが求められています。

活動計画の策定にあたっては、地域福祉計画と歩調を合わせた取り組みを進め、策定委員会委員も同じメンバーにて構成し、地域福祉計画の方針に沿った活動計画を策定しました。

また、地域の意見、事業所の考えを活動計画に反映し、より具体的に取り組みを進める必要があることから、計画策定委員会の下に、民生児童委員や地区社会福祉協議会の住民代表のほか、福祉関係事業所の従業者からなる検討部会を設置し、活動計画の個別的課題について協議しつつ、それぞれの役割について検討しました。

具体的な推進項目については、福祉団体等ヒアリング調査で把握した福祉課題を、本市全体に通じる共通事項として取りまとめるとともに、それぞれの地域ごとの課題を、地区座談会において、今やっていることや、その中で新たに生まれた課題、不安等を解決につなげていく取り組みなどについて、住民の方々といっしょに考えるワークショップを開催し、活動計画の具体的な取り組みの柱としました。

### (1) 基本理念

活動計画は、本市の地域福祉を進めるための指針となる地域福祉計画と基本理念を共有し、「住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指します。

### (2) 活動計画の期間

活動計画の計画期間は、安芸市地域福祉計画と同様に平成24年度から平成28年度の5か年間とします。

### (3) 活動計画を進めていくうえでの安芸市社会福祉協議会の役割

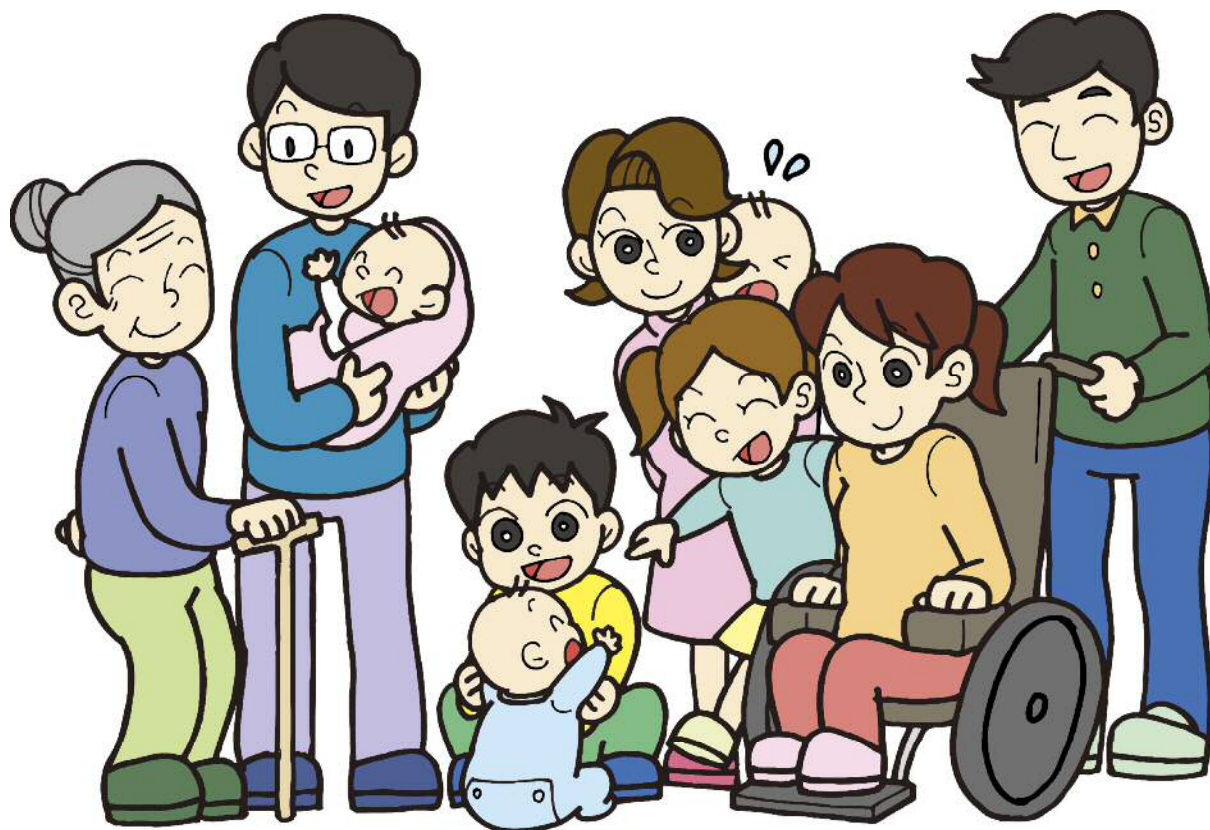
活動計画を進めていくうえで安芸市社会福祉協議会が果たす役割は、大きく分けて二つあります。

安芸市社会福祉協議会は、本市における地域福祉を進めていくため、この活動計画において、「安芸市地域福祉計画」の基本方針、基本施策に基づく、26項目の推進項目を定めました。

一つ目の役割は、この推進項目をもとに、他の福祉団体や関係機関と協働して、課題解決に向けた具体的な取り組みや働きかけを行うことにより地域福祉活動を推進していくことです。

そして二つ目の役割は、各地区において、地域の特徴に応じて策定した「地区別活動計画」の実践を支援することにより、それぞれの地域に根ざした取り組みを包括的に支援することです。

この二つの役割を安芸市社会福祉協議会が担うことにより、基本理念達成に向けた地域福祉活動を展開していきます。



#### (4) 推進項目の展開

＜基本目標＞ 出会いのための人づくり・場所づくり であい～拠点～

##### 基本方針

(1) 地域の担い手を育もう

##### 基本施策

- 1 ボランティアの育成
- 2 福祉団体・サークルの活動活性化
- 3 地域の伝統文化・行事への参加と継承

#### ★ 具体的な取り組み(推進項目) ★

##### ○ ボランティア養成講座・研修会の実施

地域福祉の担い手を発見し、地区単位で次代を担う人材を養成します。

- ・ 傾聴ボランティア、介護予防サポーター、認知症サポーター等ボランティア養成講座、地区単位での健康講座や行事の開催
- ・ 地区座談会の開催
- ・ ボランティア活動保険（行事保険）の加入促進

##### ○ ボランティアセンター機能の強化

安芸市社会福祉協議会が有するボランティア登録・斡旋（センター）機能を関係機関の協力を得て広く周知を図り、効果的に活用します。

- ・ ボランティアの登録情報の周知、会報の発行

##### ○ 地域行事への住民の参加促進

公民館等と協力し、地域の催しの企画や支援を行います。

- ・ 地域の伝統行事等の調査・記録
- ・ 神輿、獅子舞等活動復活への支援

#### ★ 活動の年次計画 ★

取り組み	役割を期待する組織等	H24	H25	H26	H27	H28
ボランティア養成講座・研修会の実施	安芸市・市社協 地区社協 事業所等	実施 2回	実施 2回	実施 2回	実施 2回	実施 2回
ボランティアセンター機能の強化	安芸市・市社協	登録 350人	登録 400人	見直し 500人	登録 500人	登録 500人
地域行事への住民の参加促進	公民館 地域有志	調査	調査	計画	実施	実施

**基本方針**

（２）出会いと交流の機会を広げよう

**基本施策**

- 1 社会参加と健康・生きがいづくり
- 2 あったかふれあいセンターの機能強化
- 3 安心して遊べる場所の充実
- 4 小地域で集える場所の確保

★ 具体的な取り組み(推進項目) ★

○ **障害者・高齢者の集い活動の実施**

ミニデイサービスやサロン、いきいき百歳体操等、介護予防活動を支援します。

- ・ ミニデイサービス、いきいき百歳体操等の活動促進
- ・ めだかの学校、障害者サークル活動等の集い活動の支援

○ **あったかふれあいセンターのサテライトを実施**

高齢化、過疎化等により住民活動が困難な地区の介護予防拠点として、あったかふれあいセンターのサテライト（出張センター）を実施します。

- ・ あったかふれあいセンター活動の広報啓発
- ・ サテライトを実施の地区組織の連携促進

○ **子ども会の活動支援**

子ども会活動の活性化に取り組み、保護者とともに活動を支援します。

- ・ 子ども会活動の活動支援
- ・ 高齢者団体等、他組織との連携支援（地区社協と地区単位子ども会の交流等）

○ **高齢者・障害者・子どもの居場所づくり**

高齢者や障害者、子どもが自由に集える場所を確保します。

- ・ 介護施設の地域交流スペース、安芸市総合社会福祉センターのふれあい研修室の活用
- ・ 放課後子ども教室の活用

★ 活動の年次計画 ★

取り組み	役割を期待する組織等	H24	H25	H26	H27	H28
高齢者・障害者の集い活動の実施	地区社協 サークル等	実施	実施	実施	実施	実施
あったかふれあいセンターのサテライトを実施	あったか 安芸市・市社協	実施 1箇所	実施 2箇所	見直し	実施 3箇所	実施 3箇所
子ども会の活動支援	地区社協 子ども会	実態 把握	交流	交流	交流	交流
高齢者・障害者・子どもの居場所づくり	安芸市・市社協 事業所	調査	確保 3箇所	見直し	確保 5箇所	確保 5箇所

＜基本目標＞ 認め合い・理解し合える意識づくり ふれあい～共生～

**基本方針**

（１）住民のつながりを深めよう

**基本施策**

- 1 地域コミュニティの活性化
- 2 声かけ・あいさつ運動の推進
- 3 小地域での交流の機会拡大

★ 具体的な取り組み（推進項目） ★

○ **多世代交流活動の実施**

地区民運動会やもちつき、文化祭など、子どもから高齢者まで、誰もが参加できるイベントの企画を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。

また、地区の人と人をつなぐコーディネート機能の体制を築きます。

- ・ 地区民運動会、文化祭、もちつき大会、ピアガーデン等の企画実施支援
- ・ 公民館、地区社会福祉協議会が企画するイベントの活動協力
- ・ 昔ながらの高齢者と子どもがかかわる場面の設定
- ・ 中山間地域の担い手として、外部人材の活用（地域おこし協力隊など）

○ **小単位での仲間づくり活動の推進**

社会的孤立など、公的福祉サービスに結びつかない方を、地区の有志で支え、仲間づくりから社会参加へ導いていける体制の構築を進めます。

- ・ ゴミ屋敷等、地域の情報の収集と課題解決の仕組みづくり
- ・ 引きこもり等、孤立しがちな方への対策の検討

○ **地区のおきゃくのあり方工夫**

行事の後のお疲れ会や懇親会を献立て、地域参加の柱として位置づけ、地域活動に参加しにくい現役世代や成人男性、子育て世代などの参加促進を図ります。

- ・ 懇親会、交流会へ参加しやすい方法（休日や夕方の時間帯の利用等）の工夫

★ 活動の年次計画 ★

取り組み	役割を期待する組織等	H24	H25	H26	H27	H28
多世代交流活動の実施	安芸市・公民館 地区社協	実施	実施	実施	実施	実施
小単位での仲間づくり活動の推進	地区社協 民児協	実態把握	実施	実施	実施	実施
地区のおきゃくのあり方工夫	公民館 集会所等	実態把握	検討	実施	実施	実施

**基本方針**

（２）お互いに認め合う関係を築こう

**基本施策**

- 1 社会教育・福祉教育の推進
- 2 高齢者・障害者を地域で理解する機会づくり
- 3 子育て環境の充実

★ 具体的な取り組み(推進項目) ★

○ **福祉教育活動の実践**

福祉学習・福祉体験を通して、ふくしの心を育む学校教育の支援を行います。

- ・ 福祉学習、車椅子体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験
- ・ 学校長期休暇時の福祉体験チャレンジ学習等（ちびっこヘルパー登録制度）

○ **当事者組織・グループの活動支援**

当事者や家族の活動を支援し、地域生活を継続するための支援のあり方を、住民に寄り添いながら考えていきます。

- ・ めだかの学校、いっぼいっぼ、障害児を持つ親の会等の活動支援・協力
- ・ 認知症家族会の組織化に向けての取り組み（家族介護者教室交流会「良話介」の取り組み連携）

○ **子育て応援活動の推進**

子育て応援連絡会、子育てサークル活動等、子育て家庭の関心が高い学習活動などを通じて、育児仲間づくりの場や子どもの健やかな発育・成長を支援する体制をつくります。

- ・ 子育て応援連絡会の活動協力
- ・ 子育て世代の地域活動参加の促進（PTA活動等との連携）

★ 活動の年次計画 ★

取り組み	役割を期待する組織等	H24	H25	H26	H27	H28
福祉教育活動の実践	学校 市社協	実施	実施	実施	実施	実施
		13校	14校	14校	14校	14校
当事者組織・グループの活動支援	安芸市・市社協	実施	実施	実施	実施	実施
子育て応援活動の推進	安芸市 子育てサークル PTA等	実施	実施	実施	実施	実施



＜基本目標＞ 暮らしを支える福祉のネットワークづくり かたりあい～協働～

**基本方針**

（１）地域を支える基盤づくりをしよう

**基本施策**

- １ 社会福祉協議会の基盤整備
- ２ 地区社会福祉協議会活動の機能強化
- ３ 身近な相談・支援体制の充実

★ 具体的な取り組み（推進項目） ★

○ **安芸市社会福祉協議会の地域福祉推進団体としての役割強化**

地域の中に積極的に入ると同時に、住民からの意見や課題を常に把握し、行政や関係機関・団体につなげるコーディネート機能を強化します。

- ・ 地区座談会の開催
- ・ 権利擁護に関する取り組み（日常生活自立支援事業）
- ・ 社会福祉団体の事務局機能
- ・ 福祉総合相談所の運営（心配ごと相談・法律相談）
- ・ 安芸市総合社会福祉センターの運営（福祉団体の活動拠点）

○ **地域性に応じた地区社会福祉協議会機能の強化**

高齢者に関する地域での諸活動（ふれあいサロン・敬老会・配食（給食）サービス等）を中心として取り組んでいる地区社会福祉協議会活動を、継続するとともに、幅広い活動へと展開していくよう支援し、地域福祉の力を高めていく中核団体として活性化を図ります。

- ・ 地区社会福祉協議会活動の活性化
- ・ 安芸市地区社会福祉協議会連絡会での情報共有

○ **民生児童委員活動の推進**

住民のもっとも身近な相談役である民生児童委員活動を支援し、地域の一人ひとりを気にかけて、つなげていく役割を強化します。

- ・ 民生児童委員の活動協力、民生児童委員協議会の活動支援

★ 活動の年次計画 ★

取り組み	役割を期待する組織等	H24	H25	H26	H27	H28
社協の地域福祉団体としての役割強化	安芸市・市社協	実施	実施	実施	実施	実施
地域性に応じた地区社協機能の強化	市社協 地区社協	実施	実施	実施	実施	実施
民生児童委員活動の推進	安芸市・市社協 民児協	実施	実施	実施	実施	実施

### 基本方針

（2）福祉サービスの理解と関心を深めよう

### 基本施策

- 1 福祉サービス利用に関する情報提供・情報交換
- 2 インフォーマルサービスの充実
- 3 公的福祉サービスの充実
- 4 保健・医療・福祉の連携強化

## ★ 具体的な取り組み（推進項目） ★

### ○ 情報提供・情報発信の仕組みづくり

広報誌やチラシの配布、ホームページでの公開とあわせて、住民の集まる機会などの直接顔を合わせての説明を充実し、「住民の知りたい情報の提供」に努めます。

- ・ 広報誌、チラシ、ホームページの情報発信促進
- ・ 地域組織等の集まりを活用した情報伝達（口コミでの伝達）
- ・ 「ブログ」「ミニブログ（Twitter ツイッター）」「ソーシャルネットワークサービス（mixi ミクシィ等）」等情報発信ツールを活用した情報提供

### ○ NPO・任意団体の福祉サービスとの連携強化

NPOと任意団体、福祉サービス事業者が力をあわせて、地域福祉を推進するために、専門機関のネットワークづくりに取り組みます。

- ・ 福祉団体に対する福祉サービスの研修会の開催
- ・ 福祉サービス事業者の情報提供・情報交換（団体定例会への参加等）

### ○ 地域包括支援ネットワーク構築に向けた取り組み

介護や医療などの専門機関と地域の関係機関が連携して総合的かつ継続的に相談支援を行う体制づくりを進めます。

- ・ 地域の要援護者の早期発見等、見守り支援のネットワークづくり

### ○ 保健・医療・福祉の連携体制構築

保健・医療・福祉が連携し、公的サービスと民間サービス、インフォーマルサービスが相まった新しい制度利用の仕組みづくりを進めます。

- ・ 福祉トータルライフプラン（仮称）の作成（ライフステージにあわせた地域福祉）

## ★ 活動の年次計画 ★

取り組み	役割を期待する組織等	H24	H25	H26	H27	H28
情報提供・情報発信の仕組みづくり	安芸市・市社協 住民組織	実施	実施	実施	実施	実施
NPO・任意団体の福祉サービスとの連携強化	事業所 住民組織等	実施 1回	実施 1回	実施 1回	実施 1回	実施 1回
地域包括支援ネットワーク構築に向けた取り組み	安芸市・市社協 関係機関	協議	検討	実施	実施	実施
保健・医療・福祉の連携体制構築	保健・医療 福祉関係機関	検討	検討	作成	作成	作成

＜基本目標＞ 地域で安心・安全に暮らしていくための体制づくり  
 ささえあい～共助～

**基本方針**

（１）防災に対する意識を高めよう

**基本施策**

- 1 自主防災組織の活性化と災害時の連携強化
- 2 災害時要援護者の把握と情報共有
- 3 災害ボランティアセンターの体制づくり

★ 具体的な取り組み（推進項目） ★

○ 緊急時の役割分担と連携体制の構築

自主防災組織連絡協議会を通じて関係機関が連携し、地域での話し合いの機会を通じて要援護者を日頃から見守る活動を進めます。

- ・ 自主防災組織との連携と役割分担

○ 見守り・助け合い支援システムの活用

民生児童委員による実態把握調査をもとに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者世帯、また妊産婦など災害時要援護者の支援策を関係機関で共有します。

- ・ 高齢者実態把握活動（一人暮らし・高齢者のみ世帯の状況把握）
- ・ 福祉事務所等関係機関と連携した要援護者情報の把握
- ・ 「見守り・助け合い支援システム」での情報共有

○ 災害ボランティアセンターの体制構築

安芸市災害ボランティアセンター運営委員会のもと、災害ボランティアセンターの役割分担の確認や模擬訓練、住民に対する啓発活動に取り組みます。

- ・ 安芸市災害ボランティアセンター運営委員会の開催
- ・ 災害ボランティアセンター活動（役割分担）の模擬訓練の実施

★ 活動の年次計画 ★

取り組み	役割を期待する組織等	H24	H25	H26	H27	H28
緊急時の役割分担と連携体制の構築	安芸市・市社協 自主防災	協議	協議	実施	実施	実施
見守り・助け合い支援システムの活用	安芸市・市社協	実施	実施	実施	実施	実施
災害ボランティアセンターの体制構築	安芸市・市社協 運営委員	模擬訓練 1回	模擬訓練 1回	模擬訓練 1回	模擬訓練 1回	模擬訓練 1回

**基本方針**

（2）安心・安全なまちを築こう

**基本施策**

- 1 見守りネットワーク活動の推進
- 2 子ども・高齢者に対する交通安全啓発
- 3 悪徳商法等犯罪被害対策の啓発

★ 具体的な取り組み(推進項目) ★

○ **高齢者等見守りネットワーク活動の推進**

安芸市高齢者見守りネットワークを普及啓発し地域の情報など高齢者等に関する日常生活の中での見守り活動を推進します。

- ・ 安芸市高齢者見守りネットワークの登録促進
- ・ 民生児童委員との連携

○ **交通安全教室等の実施**

地域住民の集まる機会やイベントを捉え、交通ルールをはじめとした社会マナーの向上の意識づけを行います。

- ・ 交通安全運動への協力
- ・ イベント等を活用した交通ルールや運転マナー向上の取り組み

○ **関係機関と連携した犯罪防止活動の推進**

犯罪防止活動や犯罪減少活動に取り組み、子どもや高齢者・障害者が被害にあわない地域づくりを進め、ハッピースマイル運動、通学路の交通安全、スクールガードリーダーの見守りパトロール、警察署等との緊密な情報交換を行います。

- ・ お互いに顔の見える（知り合う）関係づくり（日常生活の中での見守り活動の推進）

★ 活動の年次計画 ★

取り組み	役割を期待する組織等	H24	H25	H26	H27	H28
高齢者等見守りネットワーク活動の推進	安芸市・市社協 民児協等	実施	実施	実施	実施	実施
交通安全教室等の実施	安芸市・市社協 警察署	協議	実施 1回	実施 2回	実施 2回	実施 2回
関係機関と連携した犯罪防止活動の推進	安芸市・市社協 警察署等	実施	実施	実施	実施	実施